

株式名義書換代理人に関する法律案要綱

一 目的

商法改正案において規定する名義書換代理人の資格要件、業務内容、監督等に関する必要の規定を設けることを目的とする。

二 名義書換代理人の登録

- (1) 名義書換代理人は左に掲げる者で、証券取引委員会に登録を受けた者とする。
 - (イ) 銀行又は信託会社
 - (ロ) 証券取引所の所在地の一以上にその本店又は支店を有し、一定額以上の資本金を有する者
- (2) 名義書換代理人の登録は(1)の(イ)又は(ロ)に該当する者の申請により、これを履行し、登録した場合には、登録手数料を徴することとする。
- (3) 証券取引委員会は、法令に違反する場合その他特定の場合においては、登録を拒否し、又は登録を取り消すことができることとする。

三 名義書換代理人の届出事項等

証券取引委員会は、名義書換代理人に、営業報告等、報告、一定事項の届出をなすこととし、又は名義書換代理人を検査することができるとする。

四 名義書換代理人の営業

- (1) 名義書換代理人は、会社の委託を受けて、左に掲げる業務の全部又は一部を営むことができることとする。

- (イ) 株式の名義書換に関する業務
- (ロ) 株主總會の招集に関する業務
- (ハ) 配当金の支拂に関する業務
- (ニ) 新券の発行に関する業務
- (ホ) その他株式に関する業務

備考

商法改正案の中、名義書換代理人に関する條項を同改正案の他の條項の施行に先立つて施行することとする。